「現場フィールド活用型イノベーション創出推進業務」委託仕様書

1 業務名

現場フィールド活用型イノベーション創出推進業務

2 業務目的

農業分野においては、担い手減少や高齢化、環境負荷低減といった従来からの課題に加え、気候変動、カーボンニュートラル、サプライチェーン構築といった、新たに対応すべき課題が顕在化している。こうした課題に迅速に対応していくためには、新たなイノベーション創出が必要である。

農業分野のイノベーション創出を加速し実現するためには、新しいアイデアや開発された新技術を産地とつなぎ、着実に定着させ、横展開させる必要がある。これには、技術を有するスタートアップ等と技術を導入する産地の両者のニーズを擦り合わせながら戦略をつくり、技術導入をサポートする取組が必要となる。

そこで、スタートアップ等と産地の間に立って新技術の導入に携わる職員が、事業戦略等の専門家による実践的なプログラムの受講と実践を通して、イノベーション創出と技術の速やかな産地導入を実現させることを目的に「現場フィールド活用型イノベーション創出事業」(以下、「事業」という)を実施する。

3 委託期間

契約日から 2025 年 3 月 21 日 (金) まで

4 業務内容

(1) 事業全体のマネジメント

愛知県農業水産局農政部農業経営課普及・営農グループ(以下、「普及営農」という。)、愛知県農業総合試験場普及戦略部(以下、「普及戦略部」という)と打合せを定期的に開催し(月1~2回程度を想定)、事業全体の連絡調整、進捗管理等のマネジメントを行う。

(2) 新技術等と産地をつなぐ手法の構築及び実施

ア 研修プログラムの実施

普及指導員(※)がスタートアップ、産地の間に立って、イノベーション創出と技術の速やかな産地導入を行うことが可能となるような「研修プログラム」を構築し、実施する。研修の対象者は 30 名程度とし、契約完了後 5 回以上は開催する。また研修内容には以下の項目を含むことする。

- ・多様な視点からの本県農業産地における課題の洗い出し
- ・DX等を用いた対策の検討と改善事例の抽出
- ※直接農業者に接して、農業生産方式の合理化、農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導活動にあたる都道府県職員。

イ プログラムを用いた「事業プラン」の策定

- ・研修プログラムを踏まえ、普及指導員自身が把握している本県農業の課題を新技術等と結び付け、農業現場のカイゼンにつながる「事業プラン」の策定を支援する。
- ・事業プランの策定は、5~6件として実現可能性に十分留意する。

(3) 事業プランの実行に向けた伴走支援の実施

- ・(2) イで策定した各事業プランの実行に際して、適切なアドバイザーを派遣して専門的な見地から助言を行う等の伴走支援を3回以上実施する。
- ・事業プランに必要な技術を有するスタートアップ等を選定し、具体的な機器・サービスの 改良・開発を進め、試作や現地実証ができるよう支援する。
- ・スタートアップ企業の選定に際しては、以下の点に留意する。
 - ① 選定するスタートアップ企業等は、県と協議したうえで公募等により決定する。
 - ② スタートアップ等が実施する機器・サービスの改良・開発に係る費用は、本委託業務の経費の中で支払うこと。

(実施する事業プランに応じて、1 社あたり 1,000 千円程度、4 社程度を想定)

(4) 報告会の開催

ア 中間報告

各事業プランの進捗状況を確認するため、各事業プランごとの進捗状況を10月末までに 普及戦略部に報告する。

イ 成果報告会

各事業プランの進捗状況・次年度計画を確認するため、各事業プランごとの進捗状況と次年度計画を普及戦略部に2月末までに報告する。また、今年度の各事業の成果をまとめ、農業者等を対象とした成果報告会の開催を支援する。

(5)研修プログラムの体系化支援

研修プログラムに関する資料については、普及戦略部に共有するとともに、講義内容の記録を可能とする。また、本事業を通して行われるイノベーション創出と技術の速やかな産地導入に至るプロセスを県が体系化するために必要な支援を行う。

(6) その他

ア 県との調整

(1)から(5)の業務の実施にあたっては、計画段階から県と随時打合せを行い、県の 指示に従いながら実施すること。また、打合せのための資料及び議事録等の作成を行うこと。 会議等の開催にあたっては、対面、オンライン会議のいずれの場合であっても対応すること。

イ 謝金等の支払

(1)から(5)の業務において、有識者等への謝金や旅費の支払いが発生した場合は、適切かつ遅延なく執行すること。

ウ その他

(1) から(5) に明記のない事項であっても、本事業の目的達成のために必要な事項に

ついては、県と協議の上、対応すること。

5 実績報告

受託者は、業務を完了した際は、以下の成果物等を遅滞なく提出すること。

(1) 成果物等

ア 委託業務実績報告書

4の業務内容で示す項目について、実施結果及び成果をとりまとめた「実績報告書」を作成すること(様式任意)。なお、報告書には、次年度以降、普及戦略部が本事業で委託した 実践プログラムを自ら行っていく上での問題点・考察・提言等を含めること。

イ 参考資料

「実績報告書」には参考資料として以下を添付すること。

- 収集したデータ
- ・各種打ち合わせ記録
- ・ヒアリング記録
- ・本業務で使用した各種文書

ウ その他

その他、県と協議の上、県が指定するもの

(2)納品方法

- ・成果物等は、A4判縦・横書き(作図等は適宜使用し、A3判の折込可)5部とその内容を 記録した電子媒体2部を提出すること。
- ・本業務における制作物については、その内容を記録した電子媒体2部を提出すること。

(3)納期

契約期間内に提出すること。

(4)納入場所

愛知県農業水産局農政部農業経営課農業イノベーション推進室

(5) その他

- ・受託者は、成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ) を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとすること。また、著作権 関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- ・納入される成果物等について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当 該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行う こと。
- ・県から経過報告を求められたときは、速やかに対応すること。

6 留意事項

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、円滑な業務実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務は、特定の農林漁業者や企業、団体の利益追求のために実施するものではない。受託者は本業務の実施にあたり、支援を受けた者から費用を受領することはできないものとする。

- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た業務上の秘密や個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとし、本業務の実施以外の目的のために使用し、または第三者に漏えいしてはならない。
- (4) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従うこと。
- (5) 本業務は国のデジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)を活用して行うため、「デジタル田園都市国家構想交付金交付要綱」に規定する要件を遵守すること。